

令和8年高島市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和8年4月10日（金）

13時30分から14時57分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室11・12

3 出席委員（15人）

会長 6番 中田正敏

副会長 10番 地村満信

1番 田中孝敏

2番 青谷喜代一

7番 前川幸雄

8番 古谷久栄

9番 上原満枝

11番 中川幸雄

12番 中江武良

13番 岸田忠則

14番 山田善嗣

15番 浅井嘉己

16番 古田卓見（議事録署名委員）

17番 清水 巧（議事録署名委員）

18番 足立 功

4 欠席委員（4人） 3番 橋本久義

4番 高木敏一

5番 采野 哲

19番 石津紘子

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員会憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告
について

- 第 3 報告第 5 号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について
- 第 4 報告第 6 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 5 報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 6 議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 1 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
- 第 9 議案第 1 8 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
- (2) 令和 8 年度高島市農業委員会活動計画について

6. 連絡事項

- (1) 令和 8 年第 5 回総会について

- ・ 日 時 令和 8 年 5 月 8 日（金） 13 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所 新館 3 階 会議室 11・12

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主任 上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長 保木 等
局次長 安原 忍
専門員 川崎 弘
主任 飯田 浩一

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。本日は、何かとご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、この度の人事異動によりまして、令和 8 年度から農業委員会事務局長を拝命しました 保木と申します。少しお時間をいただいて、事務局職員を紹介させていただきます。（各自自己紹介） それでは、令和 8 年第 4 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、15 人の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しますことをご報告いたします。 欠席の委員は、3 番橋本委員、4 番高木委員、5 番采野委員、19 番石津委員の 4 人です。 本日の案件は、報告事項が 1 件、報告案件が 9 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 18 件、第 5 条案件が 1 件、相続税の納税猶予案件が 1 件、市長部局からの案件として、農業経営改善計画の認定案件が 2 件、以上 32 件につきまして、ご審議いただくことになっております。
-----	---

	また、本日は、１５時３０分から全員協議会を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 なお、本日の議事日程第６ 議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」の番号１８の案件につきましては、４月７日付けで申請の取下げがあり、これを受理しました。本日の案件からは削除させていただきますので、ご了承をお願いいたします。 本日、お手元には、「議案書」と「報告・議事案件資料集」の２点を事前に配布、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」および「参考資料」の資料１につきましては、個人情報保護の観点から、会議終了後に回収させていただきます。 また、各農業委員の皆様には、本日もタブレット端末をご持参いただいていると存じます。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用ください。併せて、総会終了後は、個人情報保護の観点から、案件のデータを削除いただきますよう重ねてお願いいたします。 続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
副会長	ありがとうございました。
事務局	地村副会長、ありがとうございました。それでは、次に、中田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	皆さん、あらためましてこんにちは。大変足元の悪い中、また、４月の年度初めということで、総会にご参加いただき、常日頃から農業委員会活動にご協力いただいていることに心から感謝申し上げます。 さて、昨今の経済情勢は、非常にあやふやな状況にあり、特に、物価高にあって、石油に関するものは顕著に表れています。私たちは、石油・原油といますと、ガソリンとか、灯油、軽油というイメージですが、それによってできている、例えば、衣服等々も含めて、非常に多くのものが値上がりをしている状況です。

ここ1か月の間に、最高で1ガロン116ドル位まで上がります。アメリカ大統領の一言で20ドル下がる。また、イランの情勢で10ドル上がる、下がる、これを繰り返しているような状況です。ただ、2週間の停戦協議によって、ガソリンの方も値が下がってきているという状況です。大体、今ピーク時から30円くらい値下げをされた状況で動いているのではないかと。

これから、農業者の皆様方につきましては、トラクターや田植機などがすべて軽油で動いている状況から、軽油価格が高い間に農作業に使用しなければならない。いわゆる、生産コストが上がるのではないかと懸念しています。

それに対して米価は、約60～70万トンの在庫が6月末までであるという予想の中から入ってまいりますと、令和8年産米の価格が去年のJA単価から、2万8千円のものが、2万円前後に下がってくるのではないかと考えているところです。

こうした状況の中で、農業の経営というものは、非常に難しい状況に入っています。特に、地域計画等に基づき皆さん方にもご尽力いただきましたが、担い手農地集積がどんどんと加速しています。実際、高島市は、60%後半という状況ですが、現実的に見ていくと70%以上、70～75%位が担い手に集積をされている状況であろうと、私は捉えています。

ここで大きな課題が出ているのが、一つは条件不利農地、特に、人家等に近い集落内の農地等については、耕作者が出てこないのが一つ大きな問題が挙がってきています。これが遊休農地化していくと、これを再整備するのは非常に困難になってくると考えています。

また一方で、農地を担い手に渡していく中、環境整備ということで、高島市内の各土地改良区の中で今、土地改良事業が取り組まれているところですが、この負担をしているのが、ほとんどが耕作者ではなく、土地所有者であります。この土地所有者が、何によって土地改良区負担金を賄っていくのかというと、俗にいう年貢の支払いによって賄っている状況です。

残念ながら、年貢がどんどん下がっていきます。そして、土地改良工事を進めていきますと、土地改良区の賦課金がどんどん上がっていきます。これが今、逆転をしているところが多くあります。そして、これから逆転をしていく所が、非常に多くなってきます。こうしますと、農地自体が優良な財産から不良な財産に変わっていく。最近の状況を聞いていますと、まず都市部に住んでいる方が農地を相続された際に、一番先に何を言われるかといいますと、「この農地、だれか買ってくれる人いないかな。」または「もらってくれる人いないかな。」という話が出てきているところです。これは、今後の農地保全を進めていく我々農業委員の中では、大変重い課題になってくるのではないかと、と考えているところです。

	こうしたことから、やはりお互いが納得できる関係ができるよう、これは私たち農業委員としての一つの農地保全の役割に繋がるのではないかと、このようにも考えています。この点について、一度皆さんと真摯な議論をさせていただきながら、農業委員会としてどのような方向付けをすべきかをまとめていけたらと考えているところです。 しかしながら、ご承知のように、私たちの任期は令和8年7月19日までとなっております。継続して農業委員として、または最適化推進委員としてご活躍いただく方につきましては、このことを十分に配慮いただきながら、今後の農業委員会活動に生かしていただけたらと思っているところです。 こうした状況の中で、これからどのような形で農業委員会の活動を進めていけばいいのかについて、今年1月から検討委員会を立ち上げて、今年1年間の事業計画をまとめていただきました。後ほど、中心になっていただいた地村副会長からご報告をいただきますけれども、書いただけではなく、これをいかに実行するのか、そして、いかに幅を持たすのか、このことが私は大事であると思っています。釈迦に説法かもしれませんが、やはり農業委員の皆様一人ひとりが、自分の役割、自分の責任、これからどうするのか、このことを観点において、この計画について最終的なご判断をいただきたいと思っています。 本日ご提案する案件につきましては、十分ご審議のうえ、適切なご判断をいただきたいと思います。前後しますが、この4月から新たに事務局の体制が、保木事務局長以下、変わってまいります。事務局がどう動いていくかによって、農業委員会の事業のあり方も変わってくるということも十分考慮した中で、それぞれ事務局任せではなしに、農業委員自らが考えて動いていただく、これも大変重要な点であろうと思いますので、このことも踏まえてよろしく願いしたい。 まとまりのない話で恐縮ですが、日ごろのお礼と本日の総会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。ご挨拶の後、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして、会議を進めます。 議事日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、16番古田卓見委員と17番清水巧委員にお願いします。

会長	次に、議事日程第2「報告事項」を議題とします。報告事項第1「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」を事務局から報告願います。
事務局	本日お配りしました参考資料1をご覧ください。 営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。なお、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があるとあり、設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用が必要になっています。 令和6年2月の総会にて許可しました、高島市鶴川地先での営農型太陽光発電設備の状況報告をさせていただきます。 許可書交付後、適正な営農の継続が実施されるよう、高島地区の農業委員および最適化推進委員により定期的なパトロールが実施されてきました。 本年2月11日に、設置者から農作物の生産に係る状況報告があり、3月10日に、高島地区委員会で状況を確認されました。現地は、階段状に3段に分けて太陽光パネルが設置され、太陽光パネルの下部に原木を配置し、原木シイタケを栽培されています。年間で約100キログラムの収穫があり、原木の入れ替えを50本程度されておられます。 国の基準では、平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減収していないこととされております。また、令和5年11月から近くの直売所へ出荷をされておりまして、今回の報告については、基準を満たしていると考えます。 なお、ガイドラインの変更に伴い、次回、令和9年2月総会での一時転用の更新時から売電収入等収支報告書の提出が必要になってまいります。 本件は、県に報告する必要があるとあり、令和8年3月10日に開催されました高島地区委員会の意見等を踏まえて、代表して高島地区委員長である山田委員の所見により報告書を提出しましたので、ご報告いたします。
会長	この件については、高島地区委員長からも報告をお願いします。
山田委員	去る3月10日に高島地区委員会を開催しまして、本日配付されている実績報告に基づき協議をさせていただいております。 状況については、特に変わっておりません。状況にある出荷をされています。ただ、例年と比べますと、昨年のお荷量は少なかったということもありまして、しっかりと水管理といいますか、散水等を増やしていただくという

	ことで、これは、本人に私の方から申し出をさせていただいております。地区委員会としましては、特に問題なしの結果でした。以上です。
会長	このことについて、ご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思いますが、何かございませんか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、意見もないようですので、以上で、日程第2の案件を終りたいと思います。
会長	次に、議事日程第3 報告第5号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」を事務局から報告願います。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。 報告第5号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告します。 令和8年4月10日 高島市農業委員会会長 この度の人事異動では、保木次長が教育指導部学事施設課より転入し、農業委員会事務局長として、安原課長が高齢者支援課より転入し、事務局次長として、前年度に農業委員会事務局長の川崎が、定年延長者として、在籍のまま、役職は専門員となります。 また、農業委員会事務局の前河参事が、マキノ支所へ転出しました。飯田主任および淵田会計年度任用職員については、これまでどおりの事務局員として配属されており、事務局体制は5名と1名増員になっております。 職員の任免は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	以上で、日程第3の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第4 報告第6号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書4ページをご覧ください。 報告第6号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について 田畑転換等農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

	令和8年4月10日 高島市農業委員会会長 番号1：土地の表示、地番：527番、地目：田、面積：885平方メートル、目的：田に盛土をして、樹園地として利用。申請位置図等は、議事案件資料集の1～2ページをご参照ください。 田畑転換等農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件は、既に杉苗木の樹園地として利用している農地を土壌改良することを目的として、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。 「高島市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類も揃っていることから、「高島市農業委員会会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和8年3月10日に形状変更に同意しましたのでご報告します。説明は以上です。
会長	それでは、このことについて、ご意見やご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますのですが、何か、ございませんか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようですので、以上で、日程第4の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第5 報告事項第7号「農地の転用事実に関する照会について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 報告第7号 農地の転用事実に関する照会について 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答しましたので、同条2項の規定に基づき報告します。 令和8年4月10日 高島市農業委員会会長 番号1、土地の表示、地番：275番1、地目：田、面積：144平方メートル、現況：非農地。番号2、地番：2061番10、地目：田、面積：632平方メートル、現況：非農地。番号3、地番：337番1、地目：畑、面積：175平方メートル、現況：非農地。番号4、地番：2693番2、地目：田、面積：251平方メートル、他2筆。計3筆、面積：438平方

	メートル、現況：非農地。計４件、面積：１３８９平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号４について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により回答しましたので報告します。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。説明は以上です。
会長	それでは、このことについて、ご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。何か、ございませんか。よろしいですか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見・ご質問もないようですので、以上で、日程第５の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第６ 議案第１５号「農地法第３条の規定による許可について」を議題とします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明を求めます。
事務局	議案書６ページをご覧ください。 高島市農委議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について 上記の議案を提出する。 令和８年４月１０日 高島市農業委員会会長 農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 ７ページをご覧ください。 １．所有権の移転 番号１、土地の表示 地番：２８４番１、地目：田、面積：２４１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３～４ページをご参照ください。 居住地の近くで農業を行っているが、申請地は他の農地より離れた場所にあるため、農地を管理するには何かと不便を感じている譲渡人と、居住地および経営する店舗から近く、農作業を行う上で都合が良いマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は農作業の経験はありませんが、これまでから所有している農地と併せて、野菜の栽培を計画されており、管理機等はリース方式で確保しています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。

田中委員	1 番、田中です。内容については、事務局の説明のとおりです。申請者と現地を確認したところ、何ら問題がないことを確認しました。審議の程、よろしく願いいたします。
事務局	次に、番号 2 です。土地の表示 地番：1 1 3 2 番 1、地目：畑、面積：1 4 0 0 平方メートル。地番：1 1 3 2 番 2、地目：畑、面積：8 3 8 平方メートル。計 2 筆、面積：2 2 3 8 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 5～6 ページをご参照ください。 申請地は、水稻の育苗のため貸し付けている農地で、今後も継続して借主である譲受人が育苗する予定であることから、売却を行うことを決めた譲渡人と、居住地に近く、これまでから育苗場所として申請地を借り受けており、今後も農業の規模拡大のために都合が良いマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業歴も長く、父が所有する大型農機具を利用しており、申請地において引き続き育苗ハウスを設置する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
田中委員	1 番、田中です。事務局の説明のとおりです。現在、使われている状態で、そのまま引き継がれるということで、何ら問題ないことを確認しました。審議の程、よろしく願いいたします。
事務局	次に、番号 3 です。土地の表示 地番：2 8 6 番 4、地目：田、面積：5 9 5 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 7～9 ページをご参照ください。 申請地は、耕作することが困難なため農地を手放したい譲渡人と、以前に申請地に隣接する農地を転用して住宅を建て、現在も申請地を管理しているマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 なお、譲受人は農作業の経験はありませんが、申請地が居宅に隣接していることから、家庭菜園を始められ、大根や白菜を栽培する新規営農計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
田中委員	1 番、田中です。3 番、橋本委員の代わりに報告させていただきます。 現地を確認し、営農の意欲があるとみられたので、何ら問題ないことを確認しました。審議の程、よろしく願いいたします。

事務局	次に、番号４です。土地の表示 地番：２２７９番、地目：田、面積：５３８平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集９～１１ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することが難しく農地を処分したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大をするのに何かと都合が良いマキノ在住の譲受人との間で、贈与により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業歴も長く、大型農機具も所有しており、申請地において水稻を栽培する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
田中委員	１番、田中です。３番、橋本委員の代わりに報告します。内容については、事務局の説明のとおりです。現地を確認し、何ら問題ないことを確認しました。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	次に、番号５です。土地の表示 地番：１６７４番、地目：田、面積：３２００平方メートル。地番：１７４６番、地目：田、面積：３０３７平方メートル。計２筆、面積：６２３７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１１～１４ページをご参照ください。 申請地は、父から相続したものの、以前から市外に居住しており、耕作することが難しく手放したい譲渡人と、これまでから、農用地利用集積等促進計画同意書に基づく賃借権を設定し、耕作を継続している今津在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業経験も長く、大型農機具も所有しており、申請地において水稻の栽培を行う計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
前川委員	７番、前川です。５番、采野委員の代わりに報告します。譲受人はこの地域の担い手で、頑張っておられます。この案件につきましては、問題なしという報告を受けています。
事務局	次に、番号６および８ページの番号７は、譲受人が同一であるため、一括して説明します。番号６ 土地の表示 地番：１３２７番、地目：畑、面積：８５９平方メートル。番号７ 土地の表示 地番：１３３５番、地目：畑、面積：１３８１平方メートル。地番：１３５８番、地目：畑、面積：１３１

	2平方メートル。地番：1358番1、地目：畑、面積：6.61平方メートル。計3筆、面積：2699.61平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集14～16ページをご参照ください。 申請地は、利用していなかった農地を利用したい旨の申出が譲受人からあったため、農地の譲渡を決めた譲渡人と、居住地に近く、現在貸借している祖母名義の農地と隣接しており、何かと利用に都合が良く、農業の規模拡大を行ううえで、便利が良い今津在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。なお、貸借農地は権利設定がなされていないため、経営面積は0aとなっています。（祖母が柿を栽培） 譲受人は、農作業歴はありませんが、今年の4月から農業大学校へ通学を予定されており、今後において新たな就農者として期待ができ、申請地において、父とともに果樹（ブドウ）の栽培を行う新規営農計画書が提出されています。 なお、申請地は、令和8年12月までに譲受人が雑木伐採のうえ、草刈りを行う旨の農地復元計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
前川委員	7番、前川です。5番、采野委員の代わりに報告します。事務局の説明のとおりです。併せて、現地に出向いて問題ないことを確認したとのこと。
事務局	次に、番号8です。土地の表示 地番：644番1、地目：田、面積：340平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集17～18ページをご参照ください。 申請地は休耕地で、隣接する家屋と併せて売却したい譲渡人と、隣接する家屋を購入し、移住後、家庭菜園を始めたい市外在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業歴はありませんが、手作業にて野菜（トマト・なすび・きゅうり）を栽培する新規営農計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
中田委員	6番、中田です。現地調査をしましたので、報告させていただきます。 十数年前に父親から相続した農地ですが、譲渡人は遠隔地に居住しており、その耕作ができない状況です。現状は遊休地ではありますが、防草シートを張った状態で、農地としての保全状況は良いと判断されます。この度、

事務局	市内の不動産屋さんを通じて、住居と農地の売買が成立したということで、譲受人についても、市外から居住されて、古民家を購入することにより、その西隣にある本件土地を取得して、家庭菜園等をしていきたいという意向がありました。農機具等は保有されていませんが、面積的に大型の農機具がいるものでもなく、確実に営農されるということも確認しました。 次に、番号９および番号１０は、農地の交換であるため、一括して説明します。番号９ 土地の表示 地番：４３８番２、地目：田、面積：４４５平方メートル。地番：４３８番３、地目：田、面積：７１８平方メートル。計２筆、面積：１１６３平方メートル。番号１０ 土地の表示 地番：３０８番、地目：田、面積：１３８７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１９～２３ページをご参照ください。 申請地は、番号９および番号１０それぞれが、居住地から遠く、耕作するうえで何かと都合が悪い農地を、相互に交換したい今津在住の譲渡人・譲受人および安曇川在住の譲渡人・譲受人が双方に農地を交換することにより、自作地が集約され効率的に耕作できることから話がまとまり、所有権を移転するものです。 番号９の譲受人にあつては、農業経験が５年と短いですが、２０年以上の農作業経験のある夫とともに、申請地において果樹を栽培される計画で、併せて草刈を行う旨の農地復元計画書が提出されています。 番号１０の譲受人にあつては、農作業歴も長く、大型農機具も所有しており、申請地において水稻を栽培される計画で、土地改良区からの同意も得られている状況です。 いずれにおいても、継続的に農作物を作ることが可能であり、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
前川委員	７番、前川です。現地に出向いて確認しました。事務局の説明のとおりです。親族ということで、上手く土地の交換ができて、今後も問題なく動ける案件です。
地村委員	１０番、地村です。事務局の説明のとおりです。お互い交換によって、効率的に耕作をしていきましょうということで話がまとまったようです。よろしくご審議をお願いします。
事務局	次に、番号１１です。土地の表示 地番：１２２番、地目：田、面積：１

	099平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集21～24ページをご参照ください。 申請地は、上安曇地区のほ場整備エリア内にあり、居住地から離れており耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を行う上で都合が良い、安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業経験も長く、大型農機具も所有しており、申請地において水稻の栽培を計画されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
地村委員	10番、地村です。事務局の説明のとおりです。現地を確認し、問題ないと判断しています。よろしくご審議をお願いします。
事務局	次に、番号12です。土地の表示 地番：552番1、地目：田、面積：252平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集24～26ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することが難しく、後継者がおらず、生前の整理のため、農地を手放したい譲渡人と、遠隔地に居住しているが、隣接地に別荘を所有している市外在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 なお、譲受人は5年の農作業経験があり、また、別荘には1年の半分程度居住しているため、農作業を行うのに何かと都合が良く、今後は、野菜（キュウリ・トマト等）や果樹（ラズベリー等）を栽培する新規営農計画書が提出されています。なお、譲受人不在時には、近隣に居住する譲渡人が申請地を管理します。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
上原委員	9番、上原です。現地を確認しました。事務局の説明のとおり、譲渡人は前回からいろいろな土地を売買する案件が出ていたと思いますが、今回も引き続きで、譲受人との家の間にある土地が本案件です。 譲受人は神戸にお住まいの方で、1年に半分くらいとの説明がありましたが、わりと頻繁に来られており、譲渡人と譲受人の双方にお会いしましたが、滋賀県出身の方で、滋賀県が好きと話をされていました。野菜を作るとのことですが、獣害が酷いですよと話をしたら、譲渡人と譲受人が力を合わせて獣害柵を作るという話をされていました。問題ないと判断しました。

事務局	次に、番号１３です。土地の表示 地番：５７７番、地目：田、面積：７１４平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２６～２８ページをご参照ください。 申請地は、高齢であることや身内で農業をする者がおらず、耕作するのが困難なため、農地を売却したい譲渡人と、これまで申請地は２０年以上休耕している農地で、近隣農家で草刈り等を行うことで保全管理しており、水田として復田することで耕作放棄地の解消を図りたい朽木在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、１０年以上の農作業経験があり、大型農機具も所有しており、申請地において水稻の栽培を行う予定です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
上原委員	９番、上原です。譲受人とお会いし、現地を確認しました。譲渡人は朽木にお住まいですが、本件の土地の近くではなくて、荒川惣田にお住まいで、農業経験もなく、農業には無関心とのことでした。 相続で譲渡人の名義になっていますが、長い間作られていない田んぼで、湿田でした。地域の皆さんと寄って、これまでずっと草刈作業をしてきましたが、相続もややこしいので、今回、手放すことにしたとのこと。問題ないと考えております。
事務局	次に、番号１４です。土地の表示 地番：７４１番、地目：田、面積：２４４平方メートル。地番：７４１番１、地目：田、面積：７２平方メートル。地番：７４２番、地目：田、面積：７６３平方メートル。計３筆、面積：１０７９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２８～３０ページをご参照ください。 申請地は、これまで農地を管理してきたが、労力不足のため農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行ううえで都合が良い、安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は農作業経験も長く、申請地において野菜を栽培する計画で、所有権移転後から半年間を目途に、譲受人において草刈機や耕運機による雑草の除去、耕起を行う旨の農地復元計画書が提出されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
地村委員	１０番、地村です。この案件ですが、譲渡人は体の不自由な方で、耕作も

事務局	できないということで遊休農地化されています。この度、この農地のちょうど南側ですが、譲受人のお家がありまして、隣ですから、耕作をしていくということで、両者話がまとまったようです。よろしくご審議をお願いします。 次に、番号１５です。土地の表示 地番：９３０番、地目：田、面積：１１７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３０～３２ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を行ううえで都合が良い、高島在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農地所有適格法人の構成員で、農作業経験もあり、大型農機具も所有しており、申請地において水稻の栽培を計画し、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
山田委員	１４番、山田です。申請内容については今、事務局から説明のあったとおりです。現地を確認させていただきました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
事務局	次に、番号１６です。土地の表示 地番：４番１、地目：田、面積：２０１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３２～３４ページをご参照ください。 申請地は、相続により農地を譲り受けたが、農業を行っておらず、農地の管理ができないため農地を処分したい譲渡人と、所有する育苗センターに隣接し、育苗ハウスの拡大を行ううえで都合が良い新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業経験も長く、大型農機具も所有しており、申請地において育苗ハウスの整備を計画されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
古田委員	１６番、古田です。事務局の説明のとおりです。３月１７日、申請者の説明のもと現地確認を行いましたところ、間違いありませんでした。慎重なご審議を賜りたいと思います。
事務局	次に、番号１７です。土地の表示 地番：１２８２番１、地目：田、面積：

	599平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集34～36ページをご参照ください。 申請地は、耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行ううえで都合が良い新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業経験も長く大型農機具も所有しており、申請地において水稻の栽培を計画されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。 古田委員 16番、古田です。事務局の説明のとおりです。3月12日、申請者の説明のもと現地確認を行いましたところ、間違いありませんでした。慎重なご審議を賜りたいと思います。 事務局 番号18の案件につきましては、4月7日付けで申請の取下げがあり、受理しました。本日の案件から削除させていただき審議は行いませんので、ご了承をお願いします。 なお、今回取り下げることになった理由は、申請書を提出した後に、譲受人が今後の農業経営を考えて、申請地3筆を耕作することが困難と判断され、譲渡人に辞退を申し入れされたところ、その了解を得たことから、申請を取り下げるものでございます。 事務局 最後に、番号19です。土地の表示 地番：4753番、地目：田、面積1645平方メートル。地番：4756番、地目：田、面積：310平方メートル。地番：4757番、地目：田、面積：1213平方メートル。計3筆、面積：3168平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集39～41ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行ううえで都合が良い新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業経験もあり、申請地において水稻と野菜の栽培を計画しており、水稻は作業の一部を外部へ委託し、野菜の栽培は所有する管理機を使用して自作する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
--	--

足立委員	18番、足立です。現地確認しまして、特に問題はありませんでした。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1. 所有権の移転、番号1から番号17および番号19の案件を審議します。それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がない(も尽きた)ようですので、これより採決を行います。
会長	まず、番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。

会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方

	は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。 次に、番号１４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号１７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	最後に、番号１９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	よって、議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」の番号１から番号１７および番号１９の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、議事日程第７ 議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局および担当農業委員から説明をお願いします。

事務局	11ページをお開きください。 高島市農委議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記の議案を提出する。 令和8年4月10日 高島市農業委員会会長 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 12ページにまいります。 1. 所有権の移転 番号1 土地の表示 地番：38番、地目：田、面積：766平方メートル、転用目的：宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の42～44ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するもので、分譲宅地を3区画分計画しています。農地区分ですが、申請地は都市計画の用途地域第1種住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 また、周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の南側に集水桝を設け、既設道路側溝へ放流し、北側と東側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年4月20日から令和8年8月30日までの予定です。説明は以上です。
地村委員	10番、地村です。事務局の説明のとおりです。場所は、JR安曇川駅の東側になります。南側には、西万木の萬木公園があります。現地確認し、問題ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。 それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	(挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。 よって、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請」の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	ここで、議案にはございませんが、ただいま第３条および第５条のそれぞれの許可案件について、農業委員さん、また、事務局から発言をいただきました。 現在、高島市内は、地域計画がほとんどの地域でできているはずですので、農地の異動等につきましては、地域計画に沿ったものであるのかどうか。あるいは、よくよく確認したら、地域計画の見直しを伴うものであるのかどうか、しっかりと確認をいただいたうえでご発言をお願いしたい。 次回の総会から、この件で、よろしく願いを申し上げたいと思います。 あえてここで申し上げましたのは、議事録に残すことによりまして、事務局および委員の皆様方にそれぞれご承知をいただきたいという観点から、発言させていただいております。よろしくお願いいたします。
会長	次に、議事日程第８ 議案第１７号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を議題とします。事務局および担当農業委員から説明をお願いします。
事務局	１３ページをお開きください。 高島市農委議案第１７号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 上記の議案を提出する。 令和８年４月１０日 高島市農業委員会会長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、特例適用農地等に係る適格者であることの証明願について審議を求める。 特例適用農地等の明細書は、１４ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４４～４６ページをご参照ください。 相続人は、５０代の方です。農地基本台帳上は６４筆、９３３．７８アールを経営されています。 本件につきましては、租税特別措置法第７０条の６第１項に基づきまして、農地の相続税について納税猶予の適用を受けようとする方が、税務署に申告書を提出する際に、農業委員会が交付する「適格者証明書」の添付が必要なことから提出されたものです。

浅井委員	「特例適用農地」については、主に育苗ハウスとして利用するため、引き続き農業経営が行われると判断し、相続税の納税猶予の適用が受けられる被相続人、農業相続人の適格者としての要件を満たしていると考えます。なお、特例適用農地については、相続税納税猶予の対象となる土地であることを確認しております。説明は以上です。 15番、浅井です。ただいま事務局から説明がありました農地は、相続人さんの親が近くにおられ、引き続き育苗等で農地を色々利用されるということで問題ないものとして判断させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を審議します。 それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。 よって、議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」は、申請のとおり証明することに決定しました。
会長	ここで、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室します。その間、暫時休憩とします。開会予定時刻は、この部屋の時計で14時50分とします。 ＜暫時休憩中＞ 「農業政策課 職員1名」入室
会長	それでは再開します。次に、議事日程第9 議案第18号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	15ページをお開きください。 高島市農委議案第18号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて 上記の議案を提出する。 令和8年4月10日 高島市農業委員会会長

農業政策課	農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。 農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課の上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明します。今回申請がありましたのは、継続案件として今津地域で1件、新規案件として安曇川地域で1件の計2件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 16ページをご覧ください。番号1の農業経営改善計画についてです。 5年前の経営面積は1,034aであり、これを1,520aまで拡大する計画を立てられていました。現状は2,400aとなり、今後は4,300aまで拡大される計画を立てられています。地域計画をもとに近隣の農家さんと協力して農地の集積調整を進めて、面積の拡大をされる予定です。 また、機械の大型化を行い作業効率の向上を図ったり、乾燥調製、草刈り等の作業は委託をされたり、作業負担の軽減を図られます。今後は、輸出も含めた出口戦略も検討し、所得の向上、経営の安定化を図られます。 19ページをご覧ください。番号2の農業経営改善計画についてです。 以前も認定を受けておられましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。 現状は4,860aであり、今後は6,000aまで拡大される計画を立てられています。面積の拡大に伴い、ドローンなどの機械を導入し、生産性の向上や労働時間の短縮を行われます。また、もみ殻燐炭を施用(せよう)して土壌改良を行うとともに、管理の徹底を行い、収量の増加を図られます。実需者と繋がることで販路の拡大を行い、所得の向上を図られます。 以上の2件につきましては、農業政策課において聞き取りして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	11番、中川です。質問というより、教えてもらいたいのですが、書式の

	中で、新規か継続かはどこを見たらいいのか。
農業政策課	資料の書式自体には書いておりません。
中川委員	書いていない。では、今後説明するときは、新規案件、継続案件というのは必ず言ってくれるのか。
農業政策課	はい。新規か継続かは、必ず言わせていただきます。
会長	前回から様式が変わってきております。3月の総会時にもご意見がありまして、修正させていただきました。なお、審議の内容に個人情報（所得 他）がある所は黒塗りになっておりますが、本日の4月総会でこの様式を審議して、課題がないということであれば、5月以降はこれでいくことになりますので、皆様のご意見をお聞きしたい。よろしいでしょうか。
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 番号1の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、「挙手」願います。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員） はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	よって、議案第18号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 14時57分 議事終了

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 16番 _____

議事録署名委員 17番 _____